

「和歌山県財政の状況」の作成について

1 目的

県財政の実情を広くご理解いただくために、令和3年度普通会計決算（見込み）の概要をとりまとめ、公表するものです。

2 内容

令和3年度普通会計決算（見込み）の概要を過去からの推移とともにとりまとめたものです。

3 留意事項

(1) 決算の取り扱い

県の決算は、地方自治法に基づき会計管理者が調製するものであり、監査委員の意見を付して議会に提出されます。

他方、今回の発表資料は、財政課がとりまとめ総務省に報告した「決算統計」に基づくものであり、あくまでも財政分析資料として取扱われるものです。

(2) 資料における会計区分

今回公表する決算は、「普通会計」ベースで作成しています。

「普通会計」とは、一般会計及び企業会計的なものを除いた特別会計の総計であり、各会計間の重複した数値（例：繰出金と繰入金）は相殺（いわゆる「純計」）したものです。

<例> 一般会計からA特別会計に繰出金1,000千円を支出し、A特別会計が繰入金として1,000千円を歳入する場合 → 普通会計上は各会計の歳出・歳入が相殺され0円

